

まなぶ

Q 私と妻は5年前に結婚しましたが、私の単身赴任中に妻が不貞を行い、子どもを妊娠し、出産しました。私は、単身赴任中にも月に数回は家に戻っており、私の子だと思っていました。DNA鑑定を行ったところ、父子関係がないとの結果が出ました。私との父子関係はなくなるのでしょうか。また現在、妻から離婚を求められています。

法律 あれこれ

否認の訴えを提起することにより、父子関係の
とが必要となります。その存否を争うことができま
の趣旨は、家庭の平和や
夫婦間の秘事を公開する お尋ねのようにDNA
不都合の回避、法律上の 鑑定によって、あなたと

鑑定で「父子関係なし」

嫡出推定はなくならず

A あなたと子の父 父子関係の早期安定など 子の父子関係がないこと
子関係はなくなりませにあります。が明白になり、嫡出推定
ん。例外として、妻が夫の もなくなるのか問題と

原則、妻が婚姻中に妊 子を妊娠し得ないことが なります。大阪家庭裁判
娠した子は夫の子と推定 明白な場合には、その子 所は、DNA鑑定は親子
しています(嫡出推定)。 は実質的には嫡出推定を 関係を覆す究極の事実と
父子関係の存否を争うに 受けず、提訴権者や提訴 して嫡出推定を否定し、
は、夫が子の出生を知っ 期間の厳格な制限がない 父子関係を取り消しまし
た時から1年以内に嫡出 親子関係の不存を確認の た。しかし、最高裁判所

の判決では、DNA鑑定
で父子関係が認められな
くても嫡出は推定される
として、子が提起した親
子関係の不存を確認の訴
えを却下しました。従っ
て、父子関係はなくなり
ません。一方、離婚後の
妻からの夫に対する子の
監護費用の分担請求は権
利濫用として認められな
いとなりました。

(弁護士 清源万里子)